

介護保険施設における負担限度額が変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)や短期入所サービス(ショートステイ)を利用する方の食費・居住費については、低所得者の方へ負担限度額を設けております。

令和3年8月利用分から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方は、食費や負担限度額の基準が変更となります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 (600円)
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 (600円)
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 (1,000円)
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 (1,300円)

お問い合わせ 介護保険課 給付係 (内線2085・3145)

高額介護サービス費の負担限度額が変わります

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

令和3年8月利用からは、一定収入以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しが行われます。

区分	負担の上限額(月額)	
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)	
世帯の全員が市町村民税非課税		24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
		15,000円(世帯)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)	

お問い合わせ 介護保険課 給付係(内線2085・3145)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険第1号被保険者の介護保険料の減免

次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

■要件

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方	保険料を全額免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	保険料の一部を減額

■保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免対象保険料、減免割合等については、市公式ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 介護保険課 保険料係(内線3146・3147)

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の減免

次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

■要件

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方	保険料を全額免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	保険料の一部を減額

生計維持者…世帯主(擬制世帯主含む)

■保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。



減免対象保険料、減免割合等については、市公式ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 国民健康保険課 保険料係(内線2106・2108)
後期高齢医療係(内線2128)

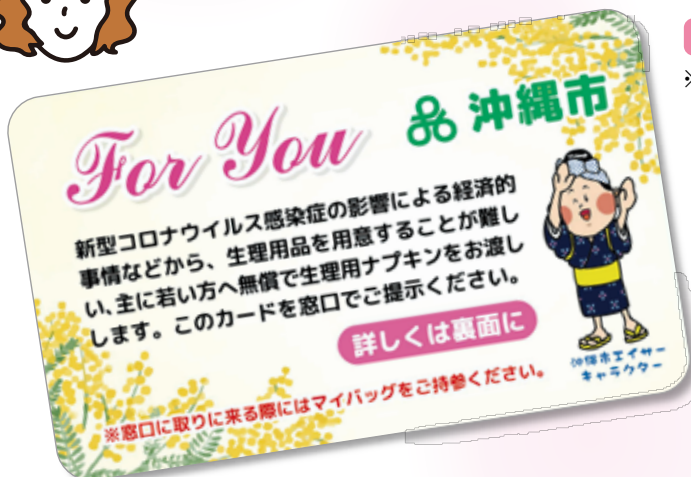
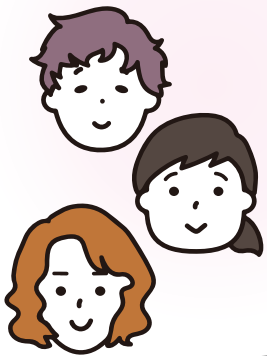


10代のみなさんへ 生理用品を無料配布しています

沖縄市では、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的事情などから、生理用品を用意することが難しい、主に10代の若い方へ無償で生理用ナプキンをお渡しします。

下記の配布機関等に案内カードをご準備していますので、窓口にてご提示ください(カードが無くても受け取り可能です)。

配布機関 市内高等学校・各児童館・沖縄市社会福祉センター・
沖縄市福祉文化プラザ・こども相談・健康課 など



お問い合わせ こども相談・健康課 (内線3199)

※市内小中学校については、各小中学校または学務課(内線2723)までお問い合わせください。

